

新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口

以下の情報は、2月1日時点のものです

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**来所相談は行っていません**。ご理解・ご協力をお願いします。

一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出たときの対応など

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可

フリーダイヤル ☎0120-565-653
午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

*タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで
都「新型コロナ・オミクロン株コールセンター」

日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語、ポルトガル語など12か国語での相談可

ナビダイヤル ☎0570-550-571
午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

聴覚障害のある方 ▶ FAX5388-1396 
相談票に記入のうえ、送信 相談票

発熱などの症状がある方の相談先

かかりつけ医がいる場合

必ず電話で日頃受診している医療機関にご相談ください。

かかりつけ医がいない場合や相談先に迷う場合

診療や検査が可能な地域の医療機関をご案内します。

東京都発熱相談センター☎5320-4592

24時間対応(土・日曜日、祝日を含む)

墨田区発熱・コロナ相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

- *新型コロナウイルス感染症による不安やストレスなどについても相談可
- *混雑時は電話が繋がりにくい場合あり
- *診察が可能な区内の医療機関の一覧は区ホームページでも閲覧可

後遺症にお悩みの方の相談先

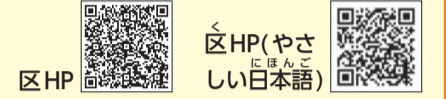
電話の際に、「**後遺症の相談**」とお伝えください。

墨田区後遺症相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

保管をお願いします 新型コロナウイルス ワクチン予防接種済証

接種券に付随している、新型コロナウイルスワクチン予防接種済証の紛失により、再発行を希望する方が増えています。ワクチン接種を終了した後も保管をお願いします。また、ワクチン接種に関する最新情報は、1月14日発行の新型コロナウイルスワクチン接種特集号や区ホームページをご覧ください。



墨田区コロナワクチン 接種問い合わせダイヤル ☎0120-714-587

*午前8時半～午後5時15分

*日本語、英語、
中国語、韓国語
での相談可



墨田区新型コロナウイルス
接種広報大使「わく丸」

[問合せ]保健予防課感染症係☎5608-6191

*新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照



申請期限は**3月31日**まで!

「福祉資金 緊急小口資金」

「総合支援資金 生活支援費」特例貸付け

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で生活資金にお困りの方に向けた生活福祉資金制度における各特例貸付けを、無利子で行っています。申請はいずれも郵送での受け付けです。詳細は墨田区社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

申込み 墨田区社会福祉協議会
☎3614-3902(〒131-0032東向島
2-17-14) *月曜日～金
曜日の午前9時～午後5時(祝
日を除く)



申請期限は**3月31日**まで!

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金

新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮し、社会福祉協議会が実施する「福祉資金 緊急小口資金」および「総合支援資金 生活支援費」の特例貸付けを終了等により利用できない世帯へ、就労による自立を図るため、また、就労による自立が困難な場合には円滑に生活保護の受給につなげるため、一定期間支援金を支給(再支給)します。詳細は区ホームページをご覧ください。

問合せ 墨田区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金担当☎5608-1254 *月曜日～金曜日の午前8時半～午後5時15分(祝日を除く)



受給終了の方の再申請期限は
3月31日まで!

住居確保給付金

離職者等で就業意欲がある方のうち、住居を失った、または失いかねない方に一定期間、求職活動を条件として家賃相当額(上限あり)を支給します。また、受給を終了した方の再申請も受け付けています。なお、解雇された方で対象となる方は、今回の期限が過ぎても再申請ができます。詳細は問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。

**問合せ 暮らし・しごと相談室
みだ(区役所3階・生活福祉課内)**
☎5608-6289



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、生活・暮らしの支援のため、対象の世帯に1世帯当たり10万円を支給します(下記、対象1・2での重複受給は不可)。要件により申込方法が異なりますのでご注意ください。申請後、不備がなければ2週間～4週間程度で振り込む予定です。最新情報や詳細は区ホームページをご覧ください。



対象1 令和3年12月10日時点で、世帯全員の令和3年度特別区民税(均等割)が非課税の世帯

申込み 対象1に該当すると見込まれる世帯へ、1月31日から順次、区から送付する確認書の内容を確認のうえ、同封の返信用封筒で9月30日(必着)までに返送

対象2 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、対象1の世帯と同様の状況にあると認められる世帯

申込み 申請書と必要書類を、郵送で9月30日(必着)までに〒130-8640厚生課臨時特別給付金担当へ *申請書は区ホームページから出力可(出力が難しい方は専用ダイヤルへ)

[問合せ]墨田区住民税非課税世帯等臨時特別給付金専用ダイヤル☎4332-1759

*受け付けは午前8時半～午後5時

▶2月28日まで=土・日曜日、祝日を含む ▶3月1日以降=月曜日～金曜日(祝日を除く)

申請期限は**3月31日(必着)**まで!

令和3年度国民健康保険料、後期高齢者医療保険料および介護保険料の減額・免除

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した世帯または被保険者を対象に、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の各保険料を減免しています。申請期限が迫っていますので、早めに申請してください。詳細は区ホームページをご覧ください。

[問合せ]▶国民健康保険料=国保年金課こくほ保険料係☎5608-6127 ▶後期高齢者医療保険料=国保年金課長寿医療(後期高齢者医療)保険料担当☎5608-8100 ▶介護保険料=介護保険課資格・保険料担当☎5608-6937

ご注意ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります。また、日程により、閉館や利用の縮小をしている施設等もあります。最新情報は各申込先・問合せ先へご確認ください。

2月16日に行います 全国一斉情報伝達試験

国が人工衛星を通じて国民に緊急情報を伝達する「全国瞬時警報システム(Jアラート)」による全国一斉情報伝達試験を実施します。区内各所に設置している防災行政無線(屋外スピーカー等)から試験放送が3回流れるとともに、すみだ安全・安心メール、区危機管理ツイッター、区公式フェイスブックなどにより文字情報を配信する予定です。なお、放送終了後2時間以内であれば、放送内

容を電話応答サービス☎5608-6274でもご確認ください。

[とき]2月16日(水)午前11時 *全国の災害等の発生状況により中止となる場合あり [問合せ]安全支援課安全支援係☎5608-6199

体験してみませんか 墨田区通いの場支援事業

地域での自主的な介護予防活動を行う「通いの場」の立ち上げを支援するため、介護予防サポーター

が運動器の機能向上のための体操や運動指導等を1時間程度行います。体操や運動によるグループ活動などをお考えの団体は、ぜひ、ご利用ください。

[対象]65歳以上の10人以上で構成される自主的な介護予防活動を行う団体 *ほかにも要件あり [費用]無料 *立ち上げ初期の1団体につき6回まで [申込み]随時、申込書等を直接、高齢者福祉課地域支援係(区役所4階)☎5608-6178または各高齢者支援総合センターへ *申込書は申込先で配布しているほか、区ホームページからも出力可

